



国家知的財産権局による「改正後の専利法施行の関連審査業務の取扱に関する
暫定弁法」の公布に関する公告（第 423 号）

公布時間：2021-05-25

国家知的財産権局公告

第 423 号

第 13 期中国全人代常務委員会第 22 回会議は、2020 年 10 月 17 日に「全人代常務委員会による『中華人民共和国専利法の改正』に関する決定」の採択を議決し、改正後の専利法は 2021 年 6 月 1 日から施行される。専利法実施細則の改訂がまだ進行中で、改正後の専利法の施行を保証するために、国家知的財産権局は「改正後の専利法施行の関連審査業務の取扱に関する暫定弁法」を制定して公布し、2021 年 6 月 1 日から施行する。専利出願人、権利者又は関連の当事者はこの弁法の規定に基づき、関連業務を行うことができる。

国家知的財産権局
2021 年 5 月 24 日

改正後の専利法施行の関連審査業務の取扱に関する暫定弁法

第 1 条 専利出願人は、2021 年 6 月 1 日（当日を含む、以下同じ）より、紙媒体又はオフライン電子出願の形式で、改正専利法第 2 条第 4 項に基づいて、保護を求める物品の部分意匠を出願することができる。国家知的財産権局は改正専利法実施細則の施行後に上述の出願に対して審査を行う。

第 2 条 出願日が 2021 年 6 月 1 日以降の専利出願について、出願人が改正専利法第 24 条第 1 項に規定の事由が存在すると判断した場合は、紙媒体形式で出願することができる。国家知的財産権局は改正専利法実施細則の施行後に上述の出願に対して審査を行う。

第 3 条 出願日が 2021 年 6 月 1 日以降の意匠出願について、出願人は改正専利法第 29 条第 2 項に基づいて書面にて意匠優先権主張の宣言を提出することができる。国家知的財産権



局は改正専利法実施細則の施行後に上述の出願及び優先権主張の基礎とする先行意匠出願に対して審査を行う。

第 4 条 出願日が 2021 年 6 月 1 日以降の専利出願について、出願人は改正専利法第 30 条に基づいて、最初に提出した専利出願書類の写しを提出することができる。

第 5 条 2021 年 6 月 1 日以降に公告により権利付与された特許について、権利者は、改正専利法第 42 条第 2 項に基づいて、権利付与の公告日から 3 ヶ月以内に、紙媒体形式で専利権の期間補償請求書を提出し、その後改めて、国家知的財産権局が発行した費用納付通知書に従い、関連費用を納付することができる。国家知的財産権局は改正専利法実施細則の施行後に上述の請求に対して審査を行う。

第 6 条 2021 年 6 月 1 日より、権利者は改正専利法第 42 条第 3 項に基づいて、新薬市販承認請求が承認された日から 3 ヶ月以内に、紙媒体形式で専利権の期間補償請求書を提出し、その後改めて、国家知的財産権局が発行した費用納付通知書の要求に従い、関連費用を納付することができる。国家知的財産権局は改正専利法実施細則の施行後に上述の請求に対して審査を行う。

第 7 条 2021 年 6 月 1 日より、権利者は改正専利法第 50 条第 1 項に基づいて、紙媒体形式でその専利に対し自ら開放許諾をする旨の宣言を出すことができる。国家知的財産権局は改正専利法実施細則の施行後に上述の宣言に対して審査を行う。

第 8 条 2021 年 6 月 1 日より、被疑侵害者は改正専利法第 66 条に基づいて、紙媒体形式で国家知的財産権局に専利権評価報告の発行を請求することができる。

第 9 条 2021 年 6 月 1 日より、国家知的財産権局は改正専利法第 20 条第 1 項及び第 25 条第 1 項第 5 号に基づいて、予備審査、実体審査及び再審査の手続において、専利出願に対して審査を行う。

第 10 条 出願日が 2021 年 5 月 31 日（当日を含む）より前の意匠権の保護期間は 10 年とし、出願日から起算する。

第 11 条 この弁法は 2021 年 6 月 1 日より施行する。

原文(全文) : https://www.cnipa.gov.cn/art/2021/5/25/art_74_159631.html